

## さいたま市条例 26号

### さいたま市公共事業評価審議会条例

#### (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市が行う公共事業の評価に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、広く公共事業に精通し、専門的知識を有する公平な立場にある学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

#### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。